

仕 様 書

自動販売機設置に係る市有財産の貸付け（山形市中央公民館）

1 貸付場所の概要

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市中央公民館 （山形市七日町一丁目2番39号）	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで	5階会議室前	飲料用 1台	1.36 ㎡

※1 貸付面積には、転倒防止板、回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付期間の更新はしない。

2 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

（1）大きさ

幅1.39m、奥行き0.98m、高さ1.95m以内とし、自動販売機の放熱余地、転倒防止板及び回収ボックスに必要な面積は、貸付面積に含むものとする。

（2）種類及び給水方法

紙コップ式自動販売機とする。給水方法は、内蔵タンク式とし、使用する飲料水は設置者が負担する。山形市中央公民館でのタンクへの給水は不可とする。

（3）デザイン

周辺環境（外観色を含む。）に配慮したデザインとする。

（4）環境対策

ア 省エネルギー

センサーコントロールによる照明の自動点滅・減光又は閉館時間帯のタイマー制御による照明の消灯及びピークカット並びに真空断熱材やヒートポンプ採用など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ フロン対策

冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びフロンを使用していないこと。
なお、冷媒には、地球温暖化への影響の少ない低GWP（地球温暖化係数）冷媒である二酸化炭素又は炭化水素等を冷媒として使用する機種が望ましい。

ウ グリーン購入法適合機であること。

（5）安全対策

ア 転倒防止

自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで、転倒防止対策を施すこと。

イ 食品衛生

食品衛生法（昭和22年法律第233号）などの関係法令等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

ウ 防犯

硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変などにより、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(6) 回収ボックスの設置

ア 回収ボックスの設置

紙コップ用及び蓋用各1個の割合若しくは併用した回収ボックスを自動販売機脇に設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器があふれたり周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

(ウ) その他使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、設置者が適切に回収し、処理する。

(7) 自動販売機の管理運営

ア 設置する自動販売機には、販売し管理するものの連絡先を自動販売機の見やすい位置に明記すること。

イ 設置者は、商品の補充及び変更、現金の回収・補充並びに自動販売機内部・外部及び貸付場所の清掃を行うこと。

ウ 設置者は、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

エ 設置者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障

時には即時対応すること。

オ 商品の搬入や廃棄物の搬出等は、原則火曜日を除く平日の午前10時から午後5時15分までの間に行うこと。また、使用できる駐車枠の中で駐車時間が重ならないように、事業者間で調整すること。

カ 商品の搬入や廃棄物の搬出等の際は、西側の搬入エレベーターを使用すること。このエレベーター以外は使用しないこと。

(8) 蓋の取扱い

購入時、購入者の意向に関わらず、紙コップに蓋を自動装着できる機種とする。ただし、該当する機種の調達が困難な場合は、貸付面積の範囲内に蓋の保管ボックス等を設置し、購入者が蓋を装着できるようにすると共に、蓋の装着に係る表示を明示すること。

(9) 設置後の手続き

自動販売機の設置後、食品衛生法に基づく必要な営業届出等を行うこと。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目の種類及び形態

ア 酒類を除く紙コップ容器入りの飲料とする。全部で8品以上とし、その内2品以上を一杯ごとに豆を挽き抽出する方式のコーヒー飲料を販売すること。

イ コーヒー飲料についてアイス及びホットを選択できること。

ウ 販売品目の詳細については、契約後に協議のうえ決定するものとする。

(2) 販売価格

標準販売価格以下とする。

4 賃貸料

設置する自動販売機の月ごとの売上金額に提案のあった貸付料率を乗じて得た額に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

5 光熱水費

光熱水費は、設置者が設置する計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）で計測した使用量に基づき算定した額とし、賃貸料とは別に徴収する。

ただし、市が計量器を設置しないことを認める場合にあっては、市が適切な方法で算定した額とする。

6 売上手数料
徴収しない。

7 売上実績の報告

設置者は、売上報告書（指定様式）により自動販売機の月ごとの売上本数及び金額を、四半期最終月の翌月の10日までに報告する。

8 費用負担

自動販売機及び電気料を計測するための計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては、市の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、借受財産返還届を提出し、原状に回復して市の確認を受けなければならない。

10 設置した自動販売機に係る事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 市の責に帰することが明らかな場合を除き、市は、その責を負わない。

(2) 設置者は、自動販売機及び当該自動販売機内の商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭が盗難又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。